

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成28年2月24日 開催

署名者

豊橋市教育委員会 朝倉由美子 委員長

高橋豊彦 委員

加藤正俊 委員

豊橋市教育委員会

平成28年2月24日(水)午後3時30分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

朝倉由美子 委員長、高橋豊彦 委員、芳賀亜希子 委員、
渡辺嘉郎 委員、加藤正俊 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加藤喜康 教育部長

金子尚央 教育部次長

村田敬三 教育政策課長

山西正泰 学校教育課長

松井雄一郎 保健給食課長

森田教義 生涯学習課長

蔵地宏美 スポーツ課長

天野年雄 図書館長

三世善徳 美術博物館副館長

家田健吾 科学教育センター所長

こども未来部 鈴木教仁 こども未来政策課長

議 事 日 程

1月定例会、2月臨時会会議録の承認

1 議案

- 議案第2号 豊橋市総合体育館条例の一部を改正する条例について（非公開）
- 議案第3号 豊橋市立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について（非公開）
- 議案第4号 豊橋市教育振興基本計画改訂版（案）について
- 議案第5号 豊橋市生涯学習推進計画改訂版（案）について
- 議案第6号 豊橋市生涯スポーツ推進計画改訂版（案）について
- 議案第7号 第三次豊橋市子ども読書活動推進計画（案）について
- 議案第8号 豊橋公園・豊橋総合スポーツ公園整備の方向性について

2 協議事項

- (1) とよはし子ども・若者育成プラン改訂版（案）について
- (2) 市立中学校卒業式における告辞について
- (3) 豊橋市教育大綱（案）について（非公開）

3 報告事項

- (1) 4市（豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市）校務支援システム導入事業について（非公開）
- (2) 平成27年度英語教育改善のための英語力調査結果について（非公開）
- (3) 児童生徒の体力・運動能力について（非公開）
- (4) 平成28年度教育費予算について
- (5) ベルマーク日本一プロジェクトについて
- (6) 嵩山小学校でのタブレット端末の活用の実践研究について
- (7) 平成27年度県加配と市非常勤配置について
- (8) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（非公開）

4 定例会の日程等について

(委員長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会2月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と加藤委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「1月定例会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

次に「2月臨時会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第2号に移りますが、議案第2号から議案第3号は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

それでは、議案第2号「豊橋市総合体育館条例の一部を改正する条例について」を事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、「議案第2号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、「議案第2号」は、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、議案第3号「豊橋市立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」を事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、「議案第3号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、「議案第3号」は、原案のとおり決定をいたしました。

それでは次に、議案第4号「豊橋市教育振興基本計画改訂版(案)について」から議案第8号「豊橋公園・豊橋総合スポーツ公園整備の方向性について」までは、関連していると思われるので一括して事務局から説明してください。

- 教育政策課長 議案第4号について説明(別添資料)
- 生涯学習課長 議案第5号について説明(別添資料)
- スポーツ課長 議案第6号について説明(別添資料)
- 図書館長 議案第7号について説明(別添資料)
- スポーツ課長 議案第8号について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(委員長)

どの案件もそうなのですが、パブリックコメントの結果について「基本計画を推進していく上での参考にさせていただきます」や「貴重なご意見として、受け止めさせていただきます」などとありますが、どれくらい反映させていくということなのでしょう。

例えば、武道館でもトイレを改修して欲しい、駐車場をつなげてほしい、テニスコートをつぶして駐車場のスペースを拡げることは反対だなどと言った意見があります。こういう意見について、今後の参考にさせてもらいますと回答していますが、どのような対応になるのでしょうか。

(教育政策課長)

簡易な言い方で言うと、「そういう提案や考え方もあることを理解しました」ということになります。

(委員長)

その部分の考えが足りなかったもので、その意見もいいですねということはないのですか。

(教育政策課長)

そのような場合は、図書館の計画の様に該当部分を修正しますというような回答になります。

(委員長)

こうやって読んでみると、子どもたちが遊べるエリアは、少し弱いように感じました。健康的な日常を過ごすために運動をするエリアやスポーツの競技力を高めるためのエリアを強化するのは、良いと思います。しかし、あそこへ行って遊ぼうと言って遊べる公園が少ないように感じました。

小学校の校庭に大型木造遊具があるので、いいかなと思いますが、大規模の遊具はないのかなと感じました。新城総合運動公園のような遊具施設を設置するのは、難しいですかね。

(スポーツ課長)

スポーツ施設について言えば、これは計画ではありますが、これは市側の思いであって、ひとつひとつ実現していくためには予算を要求して、予算を取る過程で議会の議決

を得ます。例えば、テニスコートを整備する予算を提出するときには、このような意見があることを踏まえて予算を要求していきます。予算の議決の審議の中で市民の代表である市議会議員からいろいろ意見をいただきます。そのようにして精査されていくこととなります。

このような意見があるので、反映して予算要求をしていきたいと思います。

(高橋委員)

豊橋公園等の整備についてですが、最初の時点でゾーニングをしっかりと行っておく必要があると思います。例えば、子ども用の施設と青少年用の施設は、違うと思います。

どっち付かずの施設になってしまうとどちらの層にも魅力のないものになり、失敗に終わる可能性があると思います。その方向性は、軸をしっかりとしておく必要があると思います。

豊橋公園について、文化的資産のことも良いと思いますし、美術博物館も改修されて常設展など充実していくと思います。そして子どものみを対象とした整備を行うと若者や壮年者にとっては、利用しない場所になると思います。

例えば、レストランの整備についても、どのようなレストランにして欲しいのかということがはっきりしないと、対象もはっきりせず、結局入る業者がありませんということになりかねないと思います。イメージをしっかりと持って、エリアを分けて対象をはっきりさせていくことも必要かと思っています。

ただ、最終的にみんなの意見を聞いて、中途半端な整備になってしまう可能性もあるかと思っていますので、注意していく必要があると思います。そうでないと、魅力が薄れてしまうと思います。

意見は、意見としていいのですが、全ての意見を聞き入れることもできないと思います。

(渡辺委員)

エピペンについてですが、教員へのエピペンの講習は行っていますか。

(保健給食課長)

教員研修の中で実際にエピペンを使用する場面を想定し、使い方が分かるように模擬研修を行っています。

(委員長)

「エピペンの使用ができるような体制」を求める意見がありますが、「誰が」ということは、書かれていたのですか。エピペンは、本人ができれば教員が行ってもいい

のですよね。

(渡辺委員)

現実には、小学生だと本人ではできないですよね。

処方されて持っている場合は、個人で持っているのですか。

(保健給食課長)

処方されて個人で持っています。

複数持っている子どもについては、学校が預かっている場合もあります。

(渡辺委員)

例えば、保健室で預かっている場合もあるのですか。

(保健給食課長)

保健室などで預かっていて全ての教職員が把握している場合もあります。

(渡辺委員)

どのようにするかは、学校によって異なるのですか。

(保健給食課長)

アレルギーについては、個別対応マニュアルがあるので、それに従って対応をしています。

(渡辺委員)

結構値段も高いですし、使用期限もありますので、そのような点で難しさはあります。

また、処方をしない医師もいますので、どういう対応をしていくかははっきりさせておく必要があります。

(委員長)

どういう人を対象としているのかが、分からないので気になりました。

保健室の救急箱のような形で誰にでも使用できるものとしてエピペンを置いておくということを求めているものではないですよね。

(教育政策課長)

違います。

(渡辺委員)

処方されていないと使用できないので、誰に対してでも使用できるというものではないです。

(高橋委員)

この意見は、誰に対してでも使用できるという認識の下で意見を書いている可能性はあると思います。

(渡辺委員)

それは、できないですね。

(高橋委員)

学校側も、できることとできないことを整理しておく必要がありますね。

(渡辺委員)

学校に置いてくれば、できるのではないかという誤解は解いておく必要があります。使用できるのは、処方を受けた子どもしか使用できないということを理解しておいてもらう必要があります。

(委員長)

エピペンを処方されているにも関わらず、教員がひるんでエピペンを打てなくて亡くなった事件がありました。そのようなことを防ぐための対応なのかなと思いました。

(芳賀委員)

ぜんそくであれば、吸入器を使っていると思うのですが、ぜんそくを並列して記載しているので、誤解して意見を寄せてきた可能性はありますね。

(渡辺委員)

吸入器は、使えば楽になれると子どもも自分で分かっているので、問題ないと思います。

しかし、エピペンは、子どもも打つ経験がない場合がほとんどなので、先生方も迷うことはあると思います。だから、先生方に判断をゆだねるのは、難しいことではあると思います。

(委員長)

エピペンってアドレナリンですね。

間に合わなければ死んでしまうこともあります、何もなくて打ってしまったとしても問題はないのですよね。

(渡辺委員)

子どもに打つ分には、少し鼓動が激しくなってドキドキする位ですが、心臓に疾患がある大人に打つと死んでしまう場合もあります。

(委員長)

そのように心臓の疾患がある大人が、エピペンを持っている可能性はあるのですか。

(渡辺委員)

そのような人には、処方しないですね。

(高橋委員)

例えば、電話で症状を伝えて確認を取るということはできないのですか。

(保健給食課長)

アナフィラキシーショックですので、そのような時間の余裕はないです。

(渡辺委員)

エピペンを処方されている人に対しては、打っても問題はないです。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第4号から議案第8号までは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、議案第4号から議案第8号までは、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「とよはし子ども・若者育成プラン改訂版(案)について」を事務局から説明をお願いします。

■こども未来政策課長 協議事項（１）について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

意見というよりも、応援あるいは評価をされているような内容のように感じました。何もなければ、次にいきたいと思います。

それでは、次に協議事項（２）「市立中学校卒業式における告辞について」を事務局から説明をお願いします。

■学校教育課長 協議事項（２）について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

委員の中では、私だけが出席になっていますが、次回はみなさんも都合がつけば出席いただければと思います。

（委員長）

それでは、次に協議事項（３）「豊橋市教育大綱（案）について」ですが、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第６条第１項第６号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

（委員長）

それでは、協議事項（３）「豊橋市教育大綱（案）について」を事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

（委員長）

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に「日程第３ 報告事項」に移ります。

報告事項（１）「４市（豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市）校務支援システム導入事業について」は豊橋市情報公開条例第６条第１項第７号の規定により、（２）「平成２７年度英語教育改善のための英語力調査結果について」及び（３）「児童生徒の体力・

運動能力について」は豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

それでは報告事項(1)から(3)までの説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に報告事項(4)「平成28年度教育費予算について」を事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項(4)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

これは、次回の総合教育会議で話題になる可能性があるもので、熟読しておく必要があると思います。

(教育政策課長)

そうですね、来年度の教育委員会の事業になりますので、話題になる可能性はあると思います。

特に学力、体力の向上が、既に協議事項としてあがっておりますので、これについては話題になると思います。

(高橋委員)

教育費予算は、今年度に比較して4.7%の増となっておりますが、議会でも教育に対する理解が進んでいるということでしょうか。

(教育部長)

そうですね。ただ、来年度は、校舎の改修工事がたくさんあるということも予算増に影響を与えています。

(教育政策課長)

学校教育環境の整備では、48.2%の伸び率となっており、老朽施設の更新に手を入れるという部分が大きいです。

(教育部長)

ハイパーQ Uなど総合教育会議で議論をされた案件についても予算計上していますので、そういった影響もあると思います。

(高橋委員)

OECD加盟国の中で、GDPに占める教育費の比率が下位層であるというニュースが流れているため、気になってお尋ねしました。

(渡辺委員)

ハイパーQ Uは、小学校6年生と中学校1年生の全員を対象として行うのですか。

(教育部長)

全員行います。

(高橋委員)

ですから、来年度小学校6年生で行った子どもたちは、再来年度は中学校1年生で行うということになるわけですね。2か年行うことで、小学校から中学校への繋がりを見ることができ、中1ギャップの対策を考える上でも参考になるということですね。

(教育政策課長)

そうです。

(芳賀委員)

他の学年の子ども達については、学校の判断で保護者負担にて行うこともあるということですね。

(学校教育課長)

そうです。

(芳賀委員)

予算は、これでほぼ決定ということですか。

(教育政策課長)

この後、議会の審議と議決を経て決定となります。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に報告事項（５）「ベルマーク日本一プロジェクトについて」を事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項（５）について説明（別添資料）

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

くすのき特別支援学校の児童生徒に協力をしてもらうということですね。

(教育政策課長)

そうです。

分業にするとやってもらうことができますが、具体的にどのように行うかは、今後整理していく必要があります。

(委員長)

スーパーマーケットなどに学校名が書いてあるベルマークの回収箱が置いてあるところがありますが、そういったことも含めて集めるということですね。

(教育政策課長)

そうです。

(渡辺委員)

他の学校で集めたベルマークをくすのき特別支援学校の子どもたちに集計をしてもらうことは、問題にならないですか。

(教育政策課長)

くすのき特別支援学校で集計したものについては、くすのき特別支援学校の取り分を多くしますので、そこは大丈夫です。

(委員長)

企業から支援が受けられるという状況があるのであれば、良いと思う。

(高橋委員)

そもそもこの取組みの発案は、どのような経緯で出てきたのですか。

(教育政策課長)

市長の発案です。

(高橋委員)

私は、学校に係る費用は、未来のための投資であると考えています。バザーやこのようなベルマーク運動を行って財源を確保しなければならないのかと、疑問に思うところがあります。

取組み自体の理解は、できるのですが、釈然としない部分があります。

(委員長)

でも、このような形で企業から支援を受けられる形があるのであれば、取り組んでいくことは、いいことだと思います。

私もそうですが、ベルマークを集めている人はいるので、役に立てるので良いことだと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に報告事項(6)「嵩山小学校でのタブレット端末の活用の実践研究について」を事務局から説明をお願いします。

■学校教育課長 報告事項(6)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

将来的には、嵩山小学校や牛川小学校以外にも広げていくということですか。

(学校教育課長)

そうです。そのような可能性を含めて来年度検討をしていくということです。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に報告事項(7)「平成27年度県加配と市非常勤配置について」を事務局から説明をお願いします。

■学校教育課長 報告事項（7）について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

（渡辺委員）

県の加配は、何か条件があるということですか。

（学校教育課長）

はい、あります。

例えば、外国人の日本語指導に関して言えば、小学校では、日本語を理解できない子が10人いれば1人、30人いれば2人、50人いれば3人ということになっています。

（渡辺委員）

県で決めているわけですね。

（学校教育課長）

そうです。

加配は、豊橋市に総枠でくれるので、豊橋市としてどこの学校に加配教員をつけるか整理をして決めています。

（高橋委員）

これで現場としては、やりくりしなければならないのでしょうか、足りているのでしょうか。要望は、出ているのでしょうか。

（学校教育課長）

出ています。一番声が多いのは、発達障害に対する支援員の要望です。

（高橋委員）

そこは、もう少ししっかり付けて欲しいという声が多いわけですね。

県の方向性としては、県予算でそこを何とかしようという動きはあるのですか。

（学校教育課長）

市としては、県に対して要望をしていますが、なかなか付かないです。

（渡辺委員）

通級は、県の加配ですか。

(学校教育課長)

そうです。

(教育長)

加配とは、国が定める基礎定数にプラスして付けられる教員のことです。

国は、様々な対応を想定して加配教員を予算化していますが、加配教員の予算を県が取りにいくこととなります。47都道府県ありますので、取り合いになるわけです。

(委員長)

加配教員について、平成28年度には大きな変更点等は、ありそうですか。

(学校教育課長)

ほぼ変わっていません。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に報告事項(8)「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」ですが、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規程により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

それでは、報告事項(8)「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか、なければ、次に「日程第4定例会の日程等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長)

他に何かありませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後6時00分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委員

委員